

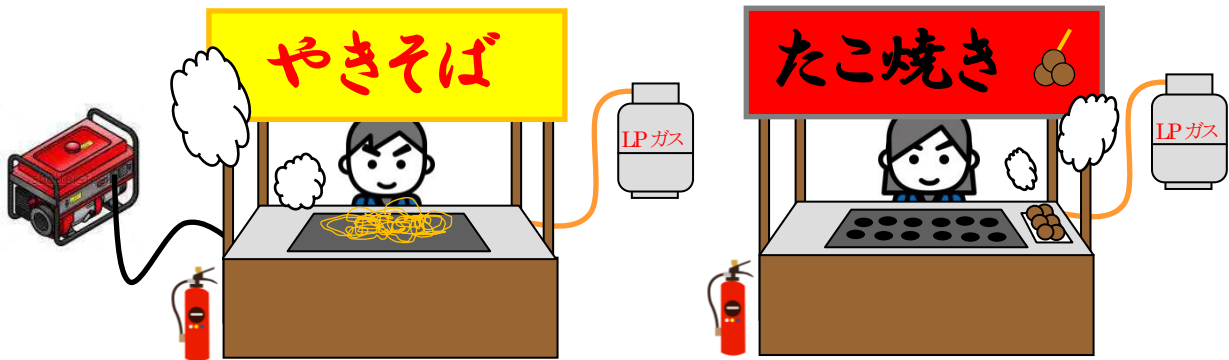
イベント会場で火気器具等を使用するみなさまへ

平成26年8月1日から

不特定多数の者が集まるイベントで火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要になります。

また、露店、屋台等を開設する場合は露店等の開設届出書の届出が必要になります。

※平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会会場での火災を踏まえ、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例を一部改正し、火災予防対策の強化を図ることとしました。



対象となるイベントって？

不特定多数の人が集まるイベントで火気器具等を使用する場合は対象となります。（※近親者によるバーベキューや面識のある人たちが集まるイベントは対象外です。）

火気器具等って？

燃料の種類にかかわらず、このような器具が対象になります。



どんな消火器が必要？

使用する火気器具等に対応する消火器を準備する必要があります。基本的には1つの対象火気器具等に対して1本必要です。



その他ご不明な点は、下記の各消防署へお問い合わせください。
※または石狩北部地区消防事務組合ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

- | | |
|-------------|-----------------|
| ○当別消防署 予防課 | 電話:0133-23-2537 |
| ○新篠津消防署 予防係 | 電話:0126-57-2034 |
| ○石狩消防署 予防課 | 電話:0133-74-7165 |